

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
欠席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	横 井 誠
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	渡 邊 有 美 子
主 事（事務担当）	礪 川 湧 生

発言者	内 容
事務局長	1. 開催日時 令和3年5月20日(木)
	午前9時00分から午前9時22分
	2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室
	3. 出席委員(14人)別紙のとおり
	4. 欠席委員(1人)別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第1 議事録署名委員の指名
	日程第2 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請
日程第3 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請	
日程第4 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願	
日程第5 決定第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	
日程第6 専決報告	
1. 農地法第3条の3の規定による届出	
2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出	
3. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願	
4. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出	
5. 現況証明願	
日程第7 報告	
1. 農地法第18条第6項の規定による通知	
2. 農地改良届出書	
6. 農業委員会事務局職員(4人)別紙のとおり	
7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 渡邊有美子 主事 礪川湧生である。	
8. 会議の概要	
開会(午前9時00分)	
定刻となりましたので、只今より、令和3年5月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。	
会長さん宜しくをお願いします。	

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 3号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請8件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成元年の設立時より申請地の南側にて自動車用部品等の製造を営んでおります。事業も徐々に拡大し、従業員の数も増加してきております。また取引先の方の訪問も頻繁にあるため、駐車スペースがどうしても不足してしまう状況が続いており、現在は工場敷地内の隙間を利用して、しのいでおります。しかし、工場敷地内はフォークリフトが往来したり、資材や製品を置いたりするため、駐車場として利用していると業務の妨げになり非常に不便です。幸い、事業所北側の道路を隔てた申請地を譲ってもらえることになりました。農地法などの法律をよく理解していなかったため、許可を受けることなく申請地である農地の一部を利用していました。深く反省しております。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場として利用する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は20年前に来日し、愛西市内に事業所を置き、主に自動車と自動車部品の輸出を行っています。事業も順調に推移し、近年、解体部品をコンテナに詰めて輸出するよりも、中古車として日本車を輸出する需要が高く、また、中古車の中でも日本製のトラックの人気の高いため、オークション会場から買い付けた車を、輸出するまで保管しておく場所に大変困っています。雑種地や白地農地を探しましたが条件に合う土地を見つけることができませんでした。申請地は、現在の事業所に隣接しているため車両の管理が容易であり、在庫を保管する面積としても適当であり、車両置場として利用しても、他の農地への影響も少ないことから最適地として選定いたしました。今般の申請にて申請地を買い受け、車両置場を設置する計画です。</p>

事務局	<p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者の居住している地域は比較的住宅が密集しているうえ、道路が狭く、車を所有している家庭はそれぞれ駐車場に苦慮しています。路上駐車等の近隣への迷惑行為を避けるためにも貸駐車場としての需要が高いと考え、駐車場管理組合としての申請に至りました。農地法などの法律をよく理解していなかったため、許可を受けることなく申請地である農地を利用していました。深く反省しております。今般の申請にて、申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、3件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 4号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明) 以上、1件につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われているため、証明できるものと思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 5号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1 番から 25 番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第 2 号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号 1 番から 25 番、全体筆数は 428 筆、面積は 364,235.68 m² です。1 番から 24 番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、20 名の方々が借り受けております。その他 25 番は相対の利用権設定で 1 名の方が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜 です。愛知県知事同意は令和 3 年 5 月 7 日、愛知県農業振興基金同意は令和 3 年 5 月 7 日、公告年月日は令和 3 年 5 月 31 日、契約開始年月日は令和 3 年 6 月 1 日 となっております。権利の内容は、賃借権、使用貸借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 2 号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 5 件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第 3 条の 3 の規定による届出 1 番から 12 番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、12 件の届出を受理いたしました。</p>

事務局	<p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願 1番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、3件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 5件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から14番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、14件の合意解約を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、2件の届出書を受付いたしました。報告は以上です。</p>
会長	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>

会長

(発言なし)
宜しいでしょうか。
それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これをもちまして、5月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時22分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和3年5月20日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者
議席番号 6番委員 三 輪 時 広

議事録署名者
議席番号 8番委員 加 藤 博 由